

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第169号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第169号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年11月24日

健康福祉局

# 議案第169号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する

## 条例の制定について

### 1 廃止する障害者就労支援施設の概要

名 称	川崎市わーくす大島
位 置	川崎区大島1丁目28番5号
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上2階建
延べ床面積	288.00㎡
開 設	昭和44年4月
定 員	就労継続支援20人

### 2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画（平成30年3月策定）において、障害者通所施設（就労移行支援及び就労継続支援のみ提供する施設）については、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、公施設から民設の就労継続支援事業等を実施する施設によるサービス提供に移行させることとし、川崎市わーくす大島については、築52年が経過し、施設の老朽化が進行してきていることから、現行の利用者が継続してサービス利用をできるよう、民間による後継事業所の確保等の調整を進めることとされた。

上記計画に基づき、社会福祉法人ともかわさきが運営する事業所にサービス提供を移行し、川崎市わーくす大島を令和3年度末をもって廃止するものである。

### 3 障害者就労支援施設

#### (1) 施設数

2施設（川崎市わーくす大島及び川崎市わーくす高津）

#### (2) 事業

就労継続支援に関すること、特定相談支援に関すること等

#### (3) 管理運営

川崎市わーくす高津については、指定管理者が管理運営を行っている。

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p>	<p>○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号</p>												
<p>(目的及び設置)</p>	<p>(目的及び設置)</p>												
<p>第1条 障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため、川崎市障害者就労支援施設（以下「就労支援施設」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため、川崎市障害者就労支援施設（以下「就労支援施設」という。）を設置する。</p>												
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>												
<p>第2条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 668 445 715">名称</th> <th data-bbox="445 668 1066 715">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 715 445 761">(削除)</td> <td data-bbox="445 715 1066 761"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 761 445 807">川崎市わーくす高津</td> <td data-bbox="445 761 1066 807">川崎市高津区溝口1丁目18番16号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削除)		川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 668 1440 715">名称</th> <th data-bbox="1440 668 2063 715">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 715 1440 761">川崎市わーくす大島</td> <td data-bbox="1440 715 2063 761">川崎市川崎区大島1丁目28番5号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 761 1440 807">川崎市わーくす高津</td> <td data-bbox="1440 761 2063 807">川崎市高津区溝口1丁目18番16号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号	川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
名称	位置												
(削除)													
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号												
名称	位置												
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号												
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号												
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>												
<p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	<p>第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>												
<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。</p> <p>(2) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。</p> <p>(3) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>												
<p>(指定管理者)</p>	<p>(指定管理者)</p>												
<p>第4条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に就労支援施設の管理を行わせる。</p>	<p>第4条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に就労支援施設の管理を行わせることができる。</p>												
<p>(1) 就労支援施設の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p>	<p>(1) 就労支援施設の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p>												
<p>(2) 事業計画書の内容が、就労支援施設の効用を最大限に発揮するとと</p>	<p>(2) 事業計画書の内容が、就労支援施設の効用を最大限に発揮するとと</p>												

改正後	改正前								
<p>もに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った就労支援施設の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、就労支援施設の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者は、就労支援施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第7条 就労支援施設の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>	<p>もに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った就労支援施設の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、就労支援施設の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者は、就労支援施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用時間及び休所日)</p> <p>第7条 就労支援施設の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長(指定管理者が管理を行う就労支援施設にあつては、指定管理者。次条第4号及び第12条において同じ。)</u>は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 981 273 1072">利用時間</td> <td data-bbox="273 981 1066 1072">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1072 273 1300">休所日</td> <td data-bbox="273 1072 1066 1300">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 981 1272 1072">利用時間</td> <td data-bbox="1272 981 2065 1072">午前8時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1072 1272 1300">休所日</td> <td data-bbox="1272 1072 2065 1300">(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前8時30分から午後5時まで	休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前8時30分から午後5時まで								
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)								
<p>(利用者)</p> <p>第8条 就労支援施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>(利用者)</p> <p>第8条 就労支援施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>								

改正後	改正前
<p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第3条第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他<u>指定管理者</u>が適当と認める者</p>	<p>(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第3条第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者</p> <p>(2) 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置された者</p> <p>(4) その他<u>市長</u>が適当と認める者 <u>（使用料）</u></p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>第9条 就労支援施設（指定管理者が管理を行う就労支援施設を除く。）において法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（次条第1項において「指定障害福祉サービス」という。）又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援（次条第1項において「指定計画相談支援」という。）を受けた者は、市長に使用料を納付しなければならない。</u></p>
<p><u>（利用料金）</u></p>	<p><u>2 前項の使用料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>（1） 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>（2） 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p>
<p><u>第9条 就労支援施設において法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p>	<p><u>第10条 指定管理者が管理を行う就労支援施設において指定障害福祉サービス又は指定計画相談支援を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</u></p>
<p><u>2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</u></p> <p><u>（1） 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>（2） 法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p>	<p><u>2 前条第2項の規定は、利用料金の額について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (<u>利用料金の減免</u>)</p> <p><u>第10条</u> 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> (<u>削除</u>)</p>	<p>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (<u>使用料等の減免</u>)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(<u>利用の制限</u>)</p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>就労支援施設の利用を拒むことができる。</u></p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。 (2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) その他管理上特に支障があると認めるとき。 (<u>損害の賠償</u>)</p>	<p>2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> (<u>利用の制限</u>)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>就労支援施設の利用を拒むことができる。</u></p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。 (2) <u>使用料（指定管理者が管理を行う就労支援施設にあつては、利用料金）を滞納したとき。</u> (3) その他管理上特に支障があると認めるとき。 (<u>損害の賠償</u>)</p>
<p><u>第12条</u> 就労支援施設の施設、設備、製品又は材料に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (<u>委任</u>)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>第13条</u> 就労支援施設の施設、設備、製品又は材料に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (<u>委任</u>)</p> <p><u>第14条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>